

市税滞納処分に係る訴訟について

平成24年2月24日

財 政 部

1 事案に係る経過

- 平成19年12月4日 〃の市・県民税（平成18年度分）及び固定資産税・都市計画税（平成14、16、17各年度分）計909万1,250円を徴収するため本人名義の不動産を差押。
- 対象不動産には、平成17年12月8日に被控訴人である 〃（以下「被控訴人」という。）を権利者とする所有権移転請求権仮登記がなされている。
- 平成21年5月31日 〃死亡。
- 平成22年8月20日 被控訴人を含む相続人3人に対し納税義務承継通知を送付し、8月31日を納付期限としたが納付がなかった。
- 平成22年9月27日 督促後も納税されなかったことから、被控訴人の定期預金（平成23年2月23日満期）232万336円を差押。
- 平成22年10月27日 被控訴人、定期預金の差押に対し異議申立。
- 平成22年12月15日 当市、被控訴人の異議申立に対し棄却の決定。
- 平成23年2月23日 定期預金取立て、同年3月7日滞納市税へ232万1,636円を充当。
- 平成23年3月22日 被控訴人より訴えの提起。（平成23年（ワ）第162号不当利得返還請求事件）
- 平成23年6月3日 第一回口頭弁論（盛岡地方裁判所301号法廷）
- 平成23年7月15日 第二回口頭弁論（盛岡地方裁判所301号法廷）
- 平成23年9月9日 第三回口頭弁論（盛岡地方裁判所301号法廷）
- 平成23年10月14日 第四回口頭弁論（盛岡地方裁判所301号法廷）
- 平成23年11月18日 第五回口頭弁論（盛岡地方裁判所301号法廷）
- 平成24年2月17日 判決（盛岡地方裁判所200号法廷）

2 訴訟の概要

(1) 原告 〃の主張

盛岡市は先に差押を行った不動産を公売することによって滞納市税を徴収できる状態にあつたにもかかわらず、これに加えて預金差押を行ったことは超過差押の禁止を定めた国税徴収法第48条第1項に違反する違法なものである。

(2) 盛岡市の主張

不動産の差押については、公売により換価して初めて徴収が可能となるものであるが、本件不動産には盛岡市による差押の前に原告を権利者とする所有権移転請求権仮登記がなされていた。

この仮登記は、盛岡市の差押処分に優先するものであるため、盛岡市では公売を行うことができなかった。

よって、預金差押については超過差押には当たらない。

3 判決の内容

固定資産評価額等から、本件不動産は滞納市税の徴収に十分な価額を有するものであったと認められ、盛岡市が行った預金差押処分は、滞納市税の徴収のために必要な財産以外の財産を差押えたものというべきである。

確かに、本件差押処分時点において、本件不動産には優先する仮登記がなされていたが、盛岡市は当該不動産に係る原告の持分については仮登記のないものとして公売することができる。

また、原告らの承諾を得て本登記のうえ公売することができる。

仮に、承諾が得られないときには、原告らを被告として訴えを提起したうえで公売することができる。

よって、本件差押処分は、国税徴収法第48条第1項の超過差押の禁止に明らかに違反する違法なものである。

したがって、盛岡市が取り立てた金員 2,321,636円は不当利得に当たる。

また、徴税吏員の行為は国家賠償法上の違法行為に当たり、弁護士費用相当の損害額は200,000円と認めるのが相当である。

以上により、盛岡市は原告に対し、金 2,521,636円及び平成23年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。これについては仮に執行することができる。

また、訴訟費用は盛岡市の負担とする。

4 控訴の理由

(1) 盛岡市の行った不動産差押は事実上執行不能の状態にあったので、預金差押を行った徴税吏員に何らの過失もない。よって、盛岡市が国家賠償法による損害賠償義務を負うことはあり得ない。

(2) 盛岡市が差押を行った不動産を換価することにより滞納市税を回収することは計算上可能であるが、この不動産には優先する所有権移転請求権仮登記があり、所有者が不確定の状態にあり、公売処分の執行が不能の状態にあった。

従って預金差押の時点で、国税徴収法第48条第1項に定める超過差押の禁止に違反するものではない。

(3) 原判決は、原告に代位し、仮登記に基づく本登記手続きをしたうえで公売処分をするか、原告の法定相続分3分の1の公売処分を行えば問題がないと指摘するが、次の点に疑義がある。

ア 差押処分の執行は行政処分の執行力の範囲内で行うことであり、その範囲を超えて民事的手段をとらなければ違法と判断されるべきものではない。

イ 本登記の意思表示は、原告が自由意志によって決定すべきものであり、盛岡市が代位する対象とはならないものである。

ウ 仮に盛岡市による代位が可能とした場合、不動産は原告の単独所有となり、他2名からの取立は不可能となる不利益を生ずる。よって、盛岡市にとり不利益となる代位権行使を前提とした原判決の判断は不相当である。

(4) 預金差押に伴う滞納市税への充当により、原告は滞納市税を弁済したものであり、盛岡市にとって不当利得となるものではなく、原告にとって損害が発生したわけでもない。原告の有している不動産にかかる負担は、同額の限度額で減少している。